

和歌山県PTA連合会

- ・ 常任委員は、各郡市PTA会長又は各郡市PTA事務局をもって充てる。
- ・ 総会は、県委員をもって構成し、本会の最高議決機関である。
- ・ 県委員の2分の1以上の出席を必要とし、毎年1回これを開催する。
- ・ 県委員は、郡市PTAごとに次の比率で選出する。
- ・ 児童生徒数 5,000名未満 5名（規約第14条第1項第3号）

- ・ 田辺市教育委員会事務事業点検評価委員会委員
- ・ 西牟婁地区教科用図書採択協議会選定審議委員
- ・ 田辺市学校保健協会理事
- ・ 田辺市子育て協議会
- ・ 田辺市暴力追放協議会理事
- ・ 田辺市いじめ問題対策委員会委員
- ・ 田辺市人権教育啓発推進懇話会委員
- ・ 田辺市青少年育成市民会議委員
- ・ 田辺市上富田町青少年センター協議会運営委員会委員
- ・ 交通事故をなくする田辺市民運動推進協議会委員
- ・ 田辺市人権擁護連盟田辺支部理事
- ・ 紀南里親支援連絡協議会委員

田辺市・西牟婁郡
PTA進路指導協議会

田辺市PTA連合会
会長 1名
副会長 9名以下
(7ブロック長、母親委員長、前年度会長)
事務局長兼会計 1名

田辺市PTA連合会進路対策委員会

